

労働保険番号	27114007907000 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	5120905001893

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間					
医学教育・診療		学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学		大阪府高槻市大学町2番7号(072-683-1221)		2019年4月1日～2020年3月31日					
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2019年4月1日					
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	教員・医師の教育・研究・診療に係る業務	各教室、病院中央診療部門、診療科	教員 329名 医師 175名	1日(平日) 7時間20分 (土曜) 4時間10分 (大阪医科大学就業規則第8条に従う。)	5時間		45時間		360時間	
		人事・庶務及び会計等の業務	法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 90名 技術員 0名 看護職 11名 労務職 0名 非常勤 19名		5時間		45時間		360時間	
		入試及び教務関係業務	学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 55名 技術員 13名 看護職 2名 労務職 2名 非常勤 28名		5時間		45時間		360時間	
		施設の保全・保守の業務	施設課(電気・ボイラー)	技能員 20名		5時間		45時間		360時間	
		医療、診療、給食の業務	診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 190名 技術員 356名 看護職 1,008名 労務職 2名 非常勤 151名		5時間		45時間		360時間	
		臨床研修に関する診療業務	(総合医療研修センター、歯科口腔外科)	研修医 126名		5時間		45時間		360時間	
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日ににおける始業及び終業の時刻			
	教員・医師の教育・研究・診療に係る業務		臨床系各教室、病院中央診療部門、診療科	教員 329名 医師 175名	日曜、国民の祝日 本学創立記念日(6/1) 年末年始(12/29～1/3) 月の第2、第4の土曜日及び第1、第3、第5のいずれかの土曜日又は他の曜日の半日	1ヶ月に2回		8:30～16:50 (大阪医科大学就業規則第8条に従う。)			
	人事・庶務及び会計等の業務		法人監査室、募金推進本部、情報企画管理部、総務部、財務部、歴史資料館、購買・物流部	事務員 90名 技術員 0名 看護職 11名 労務職 0名 非常勤 19名							
	入試及び教務関係業務		学務部、入試・広報部、図書館課、保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 55名 技術員 13名 看護職 2名 労務職 2名 非常勤 28名							
	施設の保全・保守の業務		施設課(電気・ボイラー)	技能員 20名							
	医療、診療、給食の業務		診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセンター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 190名 技術員 356名 看護職 1,008名 労務職 2名 非常勤 151名							
	臨床研修に関する診療業務		(総合医療研修センター、歯科口腔外科)	研修医 113名							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑ (チェックボックスに要チェック)											

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
- (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであり、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて 労働させることがで きる回数(6回以内 に限る。)	延長することができる時間数		限度時間を超えた 労働に係る割増賃 金率	延長することができる時間数		
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた 労働に係る割増賃 金率
教員の教育・研究及び医師の患者との相談業務や緊急の時間外診療業務等 が発生した場合	各教室、病院中央診療部門、診療科	教員 329名 医師 175名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
人事・庶務及び会計等の各種申請業務、保健請求業務及び決算業務等 が発生した場合	法人監査室、募金推進本部、 情報企画管理部、総務部、財務部、 歴史資料館、購買・物流部	事務員 90名 技術員 0名 看護職 11名 労務職 0名 非常勤 19名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
入試及び教務関係業務等が発生した場合	学務部、入試・広報部、図書館課、 保健管理室、研究支援センター、基礎系各教室、 大学安全対策室、中山国際医学医療交流センター	事務員 55名 技術員 13名 看護職 2名 労務職 2名 非常勤 28名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
地震、台風等の災害及び工事等により本学法人施設の保全・保守の業務等 が発生した場合	施設課(電気・ボイラー)	技能員 20名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
医療、診療、給食等の業務が発生した場合	診療科、病院看護部、病院薬剤部、栄養部、総合 医療研修センター、病院中央診療部門、病院事務 部、診療支援部門、臨床研究センター、がんセン ター、広域医療連携センター、LDセンター	事務員 190名 技術員 356名 看護職 1,008名 労務職 2名 非常勤 151名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
臨床研修に関する診療業務が発生した場合	(総合医療研修センター、歯科口腔外科)	研修医 126名	5時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、⑨	(具体的内容) 労働時間が月45時間を超えた労働者に対して、面接指導を奨励する通知を行い、職員の申し出により産業医あるいは医師による面接指導を実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2019 年 4月 1日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法
(部門代表の選出は、過半数の賛成する選出方法をもって第1区分～第5区分から各々2名選出する。代表するものは、部門代表者の互選により選出する。)

2019 年 4月 1日

茨木 労働基準監督署長殿

職名 物理学教室 准教授
氏名 吉田 秀司



使用者 職名 学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科大学
氏名 植木 實 印



様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）
（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

（1）「**随時的に限度時間を超えて労働させることができる場合**」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い随時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

（2）「**業務の種類**」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならぬことに留意すること。

（3）「**労働者数（満18歳以上の者）**」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

（4）「**起算日**」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。

（5）「**延長することができる時間数及び休日労働の時間数**」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「**延長することができる時間数**」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数

を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長すること

ができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数

についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（6）「**限度時間を超えて労働させることができる回数**」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。

（7）「**限度時間を超えた労働に係る割増賃金率**」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

（8）「**限度時間を超えて労働させる場合における手続**」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

（9）「**限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置**」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的な内容を「（具体的内容）」に記入すること。

① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。

② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること

組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥ 年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩ その他

2 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであり、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又（備考）

1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。